

刊行者：海上保安庁

索引番号	航路標識番号	名称・位置・灯質	灯高	光達距離	構造・高さ	備考
223	1324.1	姫津港北口灯台 Himetsu Ko 38 05.2N Fl R 3s 138 14.5E 単閃赤光 毎3秒に1閃光	11		5 赤塔形 6	変更
224	4499.4	生口橋橋梁灯(L1灯) Ikuchi 34 18.3N Iso G 4s 133 09.1E 等明暗緑光 明2秒暗2秒	36		6	変更 明弧 124° ~190° 同 L1, C1, R1 灯は同期点滅
225	4499.41	生口橋橋梁灯(L2灯) Ikuchi 34 18.3N Iso G 4s 133 09.1E 等明暗緑光 明2秒暗2秒	36		6	変更 明弧 304° ~10° 同 L2, C2, R2 灯は同期点滅
226	4499.44	生口橋橋梁灯(R1灯) Ikuchi 34 18.2N Iso R 4s 133 08.9E 等明暗赤光 明2秒暗2秒	36		5	変更 明弧 124° ~190° 同 L1, C1, R1 灯は同期点滅
227	4499.45	生口橋橋梁灯(R2灯) Ikuchi 34 18.2N Iso R 4s 133 09.0E 等明暗赤光 明2秒暗2秒	36		5	変更 明弧 304° ~10° 同 L2, C2, R2 灯は同期点滅
228	5112	上関導灯(前灯) Kaminoseki 33 49.8N F R 132 06.9E 不動赤光	36		6 白色三角形頭標付白塔形 12	変更
229	5113	上関導灯(後灯) Kaminoseki 33 49.8N F R 132 06.9E 不動赤光	42		6 白色三角形頭標付白塔形 8	変更 2灯一線 154.3°
230	5251	小月飛行場灯台 Ozuki 34 03.0N Aero Al Fl W G 6s 131 03.5E 単閃白緑互光 毎6秒に白1閃光緑1閃光				変更
231	6355	脇岬港北防波堤灯台 Wakimisaki Ko 32 34.8N F Fl R 5s 129 47.1E 連成不動単閃赤光 毎5秒に1閃光	13 F		2 赤塔形 5 9	変更
232	6465	富岡漁港南防波堤灯台 Tomioka Gyoko 32 30.9N Fl R 3s 130 01.9E 単閃赤光 毎3秒に1閃光	12		5 赤やぐら形 4.9	変更
233	6740	宮崎空港飛行場灯台 Miyazaki 31 52.3N Aero Al Fl W G 4.3s 131 26.3E 単閃白緑互光 毎4.3秒に白1閃光緑1閃光				変更

船舶通航信号所 (海上交通センターを除く)

索引番号	航路標識番号	海岸区名	名称	位置	呼出名称	電波の型式・周波数	空中線電力 (W)	通信用語	英語
234	8109	瀬戸内海	<u>神戸波止場</u>	34 41.2N	おおさか	通報用		通報用語	英語
		東部(II)	<u>Kobe</u>	135 11.5E	ハーバー	004310505 (大阪北港送受信所)		通信用語	日本語
			<u>Hatoba</u>		レーダー	004310506 (江埼送受信所)		通報時間	適時
						通信用		通信時間	常時
						F3E 156.70MHz (ch14)	10		
						呼出・応答用			
						F3E 156.80MHz (ch16)	10		
			通報事項	変更なし					
			通信事項	変更なし					
			記事	1~3 変更なし					
					4	神戸波止場船舶通航信号所の行う通報及び通信は、操船を指示するものではない。			

船舶通航信号所（海上交通センター）

索引番号	航路標識 番号	海岸区名	名称	位置	呼出名称
235	8404	瀬戸内海 東部(Ⅱ)	神戸 <u>Kobe</u>	34 39.1N <u>135 13.1E</u>	おおさかマーチス

1 情報の提供

(1) 船舶を特定せずに行われる情報の提供（以下「一般情報の提供」という。）

ア 方法 MF無線電話、インターネット・ホームページ又は船舶自動識別装置

イ 内容

(ア)～(イ) 変更なし

(ウ) 船舶自動識別装置による場合

a～b 変更なし

c 足摺岬、室戸岬、佐田岬、江崎及び潮岬における風向、風速及び気圧、都井岬、孫崎、男鹿島、神戸ポートアイランド、夢洲、友ヶ島及び桃頭島における風向及び風速

ウ 変更なし

(2) 船舶を特定して行われる情報の提供

ア 方法 VHF無線電話又は船舶自動識別装置

イ 内容

(ア) VHF無線電話による場合

a 変更なし

b 大阪湾海域のうち江崎灯台から約11M以内の海域及び播磨灘海域のうち江崎灯台から約10M以内の海域のうち、主として航路及び航路に至る主要通航路並びにその周辺海域（以下「情報提供可能海域」という。）にある準特定船舶に対する海交法規則第23条の2第3項各号に掲げる事項に準ずる事項

以降 変更なし

※ 船舶気象通報の「電話、インターネット・ホームページ」の(P.392)の表を次のとおり変更します。

潮岬灯台 (風向、風速、気圧)	0885-35-1177 (徳島海上保安部) 0739-23-3177 (田辺海上保安部) 0599-25-0177 (鳥羽海上保安部) https://www6.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/tanabe/shionomisaki_lt/kisyou/index.html
神戸波止場船舶通航信号所 (風向、風速)	078-334-2177 (第五管区海上保安本部) https://www6.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/kobe/kobe_vtss/kisyou/index.html
明石海峡航路中央 AIS 信号所 (風向、風速)	0799-82-3040 (神戸船舶通航信号所 (江崎レーダー施設)) 078-334-2177 (第五管区海上保安本部) https://www6.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/kobe/akashikaikyo_center_aiss/kisyou/index.html
神戸船舶通航信号所 (江崎レーダー施設) (風向、風速、気圧)	0799-82-3040 (神戸船舶通航信号所 (江崎レーダー施設)) 078-334-2177 (第五管区海上保安本部) https://www6.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/kobe/esaki_radar/kisyou/index.html
洲本沖 AIS 信号所 (風向、風速、波高)	0799-82-3040 (神戸船舶通航信号所 (江崎レーダー施設)) 078-334-2177 (第五管区海上保安本部) https://www6.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/kobe/sumotooki_aiss/kisyou/index.html